

盛岡市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の全部の改正について

平成16年2月23日

総務部

1 改正の趣旨

盛岡市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の全部を改正し、市が保有する個人情報について、より適正な取扱いが確保されるよう個人情報保護制度の充実強化を図ろうとするものである。

2 改正内容

主な改正内容は次のとおり

- (1) 名称を盛岡市個人情報保護条例に改める。
- (2) 電算処理されているものに限らず市が保有するすべての個人情報を対象とする。
- (3) 実施機関について、現行の市長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、水道事業管理者に、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、議会を加える。
- (4) 個人情報取扱事務について、事務の名称、目的、対象者の範囲、記録項目、処理形態、収集先、提供先等を事前に市長に届け出るとともに、公表する制度を設ける。
- (5) 自己情報の開示、訂正に加え、個人情報が不適切に取り扱われている場合、利用・提供の停止又は消去を請求できる利用停止請求権を制度化し、自己情報コントロール権を強化する。
- (6) 不服審査機関として個人情報保護審査会を設置し、開示、訂正、利用停止請求に対する決定について不服申立てがあった場合、実施機関に同審査会への諮問を義務付ける。
- (7) 運用監視を行う個人情報保護審議会の機能を強化し、諮問事項の調査審議に加え、諮問によらず条例の運用について意見を述べるができることとする。
- (8) 国の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定に準じ、実施機関の職員及び受託者等の不正行為等に対する罰則を規定する。

3 施行期日

平成16年10月1日(収集制限等に係る適用除外のため個人情報保護審議会の意見を聴く規定及び個人情報保護審議会の設置等に関する規定は、平成16年4月1日)